

## 計画の推進体制等

## 1 計画の推進体制

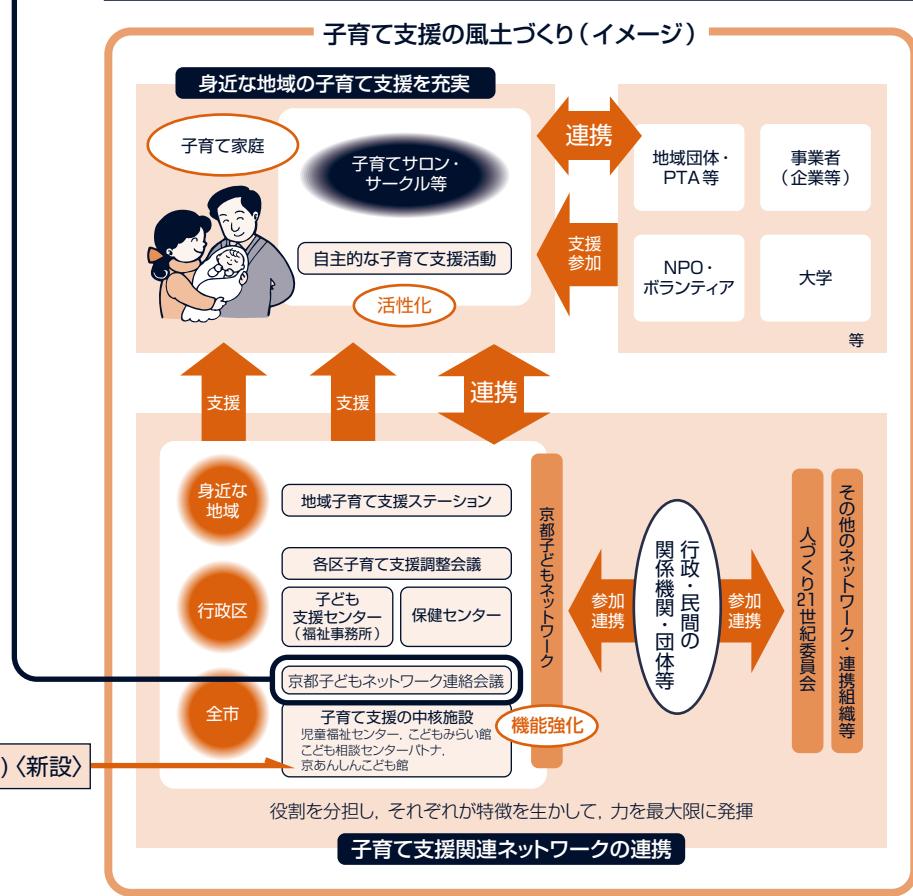
この計画の推進に当たっては、京都市だけでなく、子育て支援施策に関する保健福祉、教育、地域活動、労働などの幅広い分野の機関、団体等が協力、連携しながら、様々な社会資源を効果的に活用して、取り組んでいく必要があります。

この計画は、子どもと家庭にかかわる行政機関、民間団体等で幅広く構成する、「京都子どもネットワーク連絡会議」において、計画（案）が取りまとめられ、京都市がその計画（案）に基づいて策定しています。

計画の推進に当たっても、この「京都子どもネットワーク連絡会議」において、社会・経済情勢の変化や国の動向などを踏まえ、施策の進ちょく状況の把握や課題の分析等に基づいた、協議、点検を行い、市民の意見を反映させながら、効果的に取り組んでいくとともに、**京都市**においては、各局が相互に連携し、調整を行うことにより、計画の総合的推進を図っていきます。

また、計画の取組（進ちょく）状況については、毎年度、報告書を作成し、ホームページ等において公表します。

- ☆ 子どもと家庭にかかわる行政機関、民間団体等で幅広く構成
- ☆ 計画（案）の取りまとめ
- ☆ 計画の進ちょく管理
- **幅広い分野の機関、団体等が協力、連携し、市民・地域ぐるみで計画を推進**



## 2 計画の策定経過



## 京都子どもネットワーク連絡会議 重点課題検討部会 開催日一覧

「京都子どもネットワーク連絡会議」の構成員及び重点課題検討部会参加状況  
(関係機関・団体・市民参加者)

関係機関・団体等名称(敬称略)	進捗管理部会	重点課題検討部会						
		要保護・虐待	風土づくり	教育環境	保育	ひとり親	母子保健	
顧問：宮本義信同志社女子大学教授(学識経験者) 西岡正子佛教大学教授(学識経験者)								
1 京都家庭裁判所		○						
2 京都経営者協会			○					
3 京都子育てネットワーク	●	○						
4 京都市営保育所長会				○				
5 (社)京都市児童館学童連盟	●	○						
6 (福)京都市社会福祉協議会	●	○						
7 京都市小学校長会		○	○	○			○	
8 京都市少年補導委員会				○				
9 (財)京都市女性協会(ウィングス京都)			○			○		
10 (社)京都市私立幼稚園協会			○	○			○	
11 京都市中央卸売市場協会							○	
12 京都児童養護施設長会	●	○						
13 京都市日本保育協会					○			
14 京都市PTA連絡協議会	●		○	○			○	
15 (社)京都市保育園連盟	●	○			○		○	
16 京都市保育士会					○			
17 京都市保健協議会連合会							○	
18 (社)京都市母子寡婦福祉連合会	●					○		
19 京都市民生児童委員連盟	●	○	○					
20 (財)京都市ユースサービス協会			○					
21 京都障害児者親の会協議会	●	○						
22 京都商工会議所			○					
23 京都市立高等学校長会				○				
24 京都市立総合支援学校長会		○		○				
25 京都市立中学校長会				○			○	
26 京都市立幼稚園長会			○	○			○	
27 京都人権擁護委員協議会		○						
28 京都知的障害者福祉施設協議会		○	○		○		○	
29 (社)京都府医師会	●	○					○	
30 (社)京都府栄養士会							○	
31 (社)京都府看護協会							○	
32 京都府警察本部生活安全部少年課		○					○	
33 (社)京都府歯科医師会							○	
34 (社)京都府助産師会							○	
35 京都府私立中学高等学校連合会							○	
36 (社)京都府薬剤師会							○	
37 京都弁護士会	●	○						
38 京都母子生活支援施設協議会		○				○		
39 京都労働局雇用均等室			○			○		
40 京都労働者福祉協議会			○					
41 近畿農政局消費・安全部消費生活課							○	
42 NPO子育て支援コミュニティおふいすパワーアップ			○				○	
43 NPO地域予防医学推進協会							○	
44 倉間里親連絡会					○			
45 中嶋千賀(市民参加者)		○						
46 小浦小百合(市民参加者)			○					
47 川端尚子(市民参加者)				○				
48 黒住光(市民参加者)					○			
49 福村和子(市民参加者)						○		
50 中川淑子(市民参加者)							○	
小計		11	13	18	9	7	5	21

(京都市)

機関名称	進捗管理部会	重点課題検討部会					
		要保護・虐待	風土づくり	教育環境	保育	ひとり親	母子保健
1 児童相談所長	●	○					
2 保健所長 ※平成22年4月から保健センター長		○					○
3 環境政策局地球温暖化対策室担当課長			○				
4 総合企画局市民協働政策推進室 プロジェクト推進第一課長			○				○
5 文化市民局共同参画社会推進部 男女共同参画推進課長		○	○			○	
6 文化市民局共同参画社会推進部 勤労福祉青少年課長			○				
7 産業観光局産業振興室産業振興課長			○				
8 中央卸売市場第一市場業務課長							○
9 産業観光局農林振興室農業振興整備課長							○
10 保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課長	●	○					
11 こころの健康増進センター相談援助課長		○					○
12 保健福祉局生活福祉部地域福祉課長			○				
13 保健福祉局子育て支援部児童家庭課長	●	○	○	○		○	○
14 保健福祉局子育て支援部保育課長	●		○	○	○		○
15 児童福祉センター総務課長		○					
16 児童福祉センター発達相談所発達相談課長		○					
17 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課長	●	○					○
18 保健福祉局保健衛生推進室医務審査課長							○
19 都市計画局住宅室住宅政策課長			○				
20 建設局水と緑環境部緑政課長			○				
21 区役所福祉部支援(保護)課長		○			○	○	
22 消防局安全救急部市民安全課長			○				○
23 教育委員会総務部 総務課担当課長(企画担当)	●		○	○			
24 教育委員会指導部学校指導課長				○	○		
25 教育委員会指導部総合育成支援課長		○		○			
26 教育委員会指導部生徒指導課長		○		○			
27 教育委員会体育健康教育室子ども安全課長				○			
28 教育委員会体育健康教育室保健課長							○
29 教育委員会体育健康教育室給食課長							○
30 教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援課長	●		○	○			
31 教育委員会生涯学習部 放課後まなび教室担当課長			○				
32 教育委員会生涯学習部人づくり担当課長				○			
33 教育相談総合センター カウンセリングセンター長		○		○			○
34 子育て支援総合センターこどもみらい館 総務課長・事業課長	●	○	○	○	○		
小計		8	14	15	11	4	3 13

84	合計	19	27	33	20	11	8	34
----	----	----	----	----	----	----	---	----



### あ

#### ○ 生きる力

- ・ 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・ 自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・ たくましく生きるための健康や体力 など

(中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申) (平成20年1月17日) から抜粋)

#### ○ NPO

利益の追求よりも、その社会的な使命の実現のために活動する民間非営利組織をいい、一般的には特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

#### ○ 親子ヒーリング(癒し)ルーム

虐待された児童、虐待した親や虐待のおそれのある親に対して、児童福祉センターの機能を生かした専門職によるチームを編成し、個々の親と子に応じた支援プログラムを策定し、こころの癒し(ヒーリング)と親子関係の改善に向けての支援を行う。

### か

#### ○ 学習障害(LD)

知的発達に遅れないものの、読字、書字、計算などの学習に特異的困難がある障害

#### ○ 協働

ある目的の達成のために複数の個人や団体が協力していく関係をいう。

#### ○ 共助

個人や家庭、公共的団体や行政等がそれぞれ相互に関係し、支え合う関係をいう。

#### ○ 公共的団体

社会福祉法人、自治会、NPO、産業経済団体等、公共的な活動を営む団体をいう。

#### ○ 合計特殊出生率

15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

#### ○ 公助

行政による福祉サービスをはじめ、介護保険サービスなど事業者やNPOなどによるサービスも含めた公的サービスをいう。

#### ○ 子育てサロン

民生委員・児童委員、学区社会福祉協議会、自治会、ボランティア等が中心となって、子育て中の親子にふれあいと交流の場を提供している取組(主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親が対象)

## ○ 子育てサークル

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通した交流などを行っているグループ

# さ

## ○ 産後うつ病

出産後1～2週から数か月以内に現れるうつ病。出産後の女性の10～20%の頻度で生じる。短期間に軽快するマタニティブルーズと異なり、治療が必要である。

## ○ 自助

個人の自立を目指す行為・努力のことをいう。

## ○ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約で、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有し、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障している。

## ○ 児童福祉センター

昭和6年、前身の児童院が全国初の総合的な子どものための機関として発足し、昭和57年には、ほぼ現行の総合センターとして再整備された。現在、児童相談所、一時保護所、発達相談所（発達相談課・診療療育課＜診療部門＞＜療育部門＞、発達障害者支援センター）、情緒障害児短期治療施設等からなる。

## ○ 児童療育センター

平成11年に、児童福祉センターの支所として伏見区深草に設置し、障害相談部門、診療部門及び知的障害児通園施設等からなる。

## ○ 自閉症、高機能自閉症

3歳位までに生じ、（1）他者との関係づくり、（2）コミュニケーション、（3）こだわりのすべての領域で障害がみられるものをいう。

自閉症のうち知的障害を伴わないものは、高機能自閉症という。

## ○ 社会福祉協議会

社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的団体として規定されている。京都市では、社会福祉法人として京都市社会福祉協議会のほか各区社会福祉協議会が、任意団体として学区社会福祉協議会が組織されている。略して「社協」ともいう。

## ○ 周産期

妊娠満22週から生後7日未満までの期間

## ○ 準夜帯

医療機関における1日の時間帯区分として、概ね午後9時から午前0時までの便宜上の呼称

## ○ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

早期に自立が見込まれる母子を、母子生活支援施設の支援のもとに地域社会の中で保護することにより、自立の促進に寄与するもの

## ○ 初期救急医療

救急患者の症状に応じて行われる医療施術上の分類の一つで、一般的に、比較的軽症の患者に対応するもの。他に入院、手術を必要とする患者に対応する第二次救急、生命維持のための処置等、高度の治療を必要とする患者に対応する第三次救急の概念がある。

○ **新生児**

出生後28日未満の乳児

○ **心肺蘇生法**

呼吸や心臓の停止時、その機能を回復させるために行う応急手当の手法。心肺蘇生法の基本的な手技は、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫（心臓マッサージ）の3つからなり、近年は自動体外式除細動器（AED）を用いた心肺蘇生法が推奨されている。

○ **性感染症**

性的な接触によって起こる感染症。梅毒、淋病、クラミジア感染症、HIV感染症などを指す。

○ **相対的貧困率**

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。17歳以下の子どもの全体に占める、中央値の半分に満たない17歳以下の子どもの割合を「子どもの貧困率」という。

た

○ **注意欠陥・多動性障害（ADHD）**

多動性・衝動性、不注意・集中困難等により、社会的活動や学業に支障をきたす障害

○ **TEACCH**

アメリカ・ノースカロライナ大学において、研究開発された自閉症療育プログラムで、1972年に同州の公式の治療教育・福祉支援に関する総合的・包括的な方策として指定を受けたもの（Treatment and Education of Autistic and related Communication handicapped Children）

○ **ドメスティック・バイオレンス（DV）**

配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における暴力で、その多くは男性から女性に対して加えられている。身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含む。

な

○ **乳幼児突然死症候群（SIDS）**

乳幼児に突然の死をもたらす症候群のことであり、それまでの健康状態や既往歴からその死亡が予測できず、しかもその原因は不詳である。

は

○ **配偶者暴力相談支援センター**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談やカウンセリング、自立支援や保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助などを行う。京都府においては婦人相談所がその機能を果たしている。

○ **ピアカウンセリング**

共通の問題や課題を抱えている人同士が、交流を通して、自己解決や決定ができるように導く手法

○ **婦人相談所**

各都道府県に1箇所ずつ設置され、女性に関する様々な相談に応じ、必要に応じて一時保護等を行う機関

○ **プレママ・マーク**

妊娠初期から安心して外出できるように、妊娠している方に優しい環境づくりをすすめるための京都市独自のシンボルマーク

○ **ボランティア**

ラテン語の「自由意志」を意味する言葉が語源で、人権尊重に基づく自己の生き方を選ぶ「人間性」、自己の意思に基づく「自主性」、利益を目的としない「非営利性」、新しい課題に立ち向かう「創造性」を特徴とする活動をいう。

ま

○ **マタニティブルーズ**

出産による急激なホルモンの変化のため、産後数日間に起こる母親の感情の揺れ（特に理由もないのに涙もろくなる、食欲がなくなる、気分が落ち込むなど）。出産後の女性の約25～30%が経験する。治療の必要はない。

○ **民生委員・児童委員（主任児童委員）**

厚生労働大臣から委嘱された公的ボランティアであり、民生委員が児童委員を兼ね、住民の福祉相談・情報提供などを職務としている。

や

○ **薬物乱用**

医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、または、医療目的にない薬物を不正に使用すること。1回の使用でも乱用とされる代表的な薬物として、シンナー、覚せい剤、大麻などが挙げられる。

○ **ユニバーサルデザイン（UD）**

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

わ

○ **仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」**

「仕事」か「仕事以外の生活」かという二者選択ではなく、「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、地域活動など）との調和が取れている状態

## 子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。<sup>きずな</sup>
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。



平成19年2月 5日 (育児ニコニコ笑顔の日)制定  
3月13日 京都市会が憲章を積極的に推進する決議

## 京都市未来こどもプラン

発行年月 平成22年3月  
京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課



〒604-0954

京都市中京区御池通柳馬場東入東八幡町579番地 京都御池創生館6階

電話: 075-251-2380 FAX: 075-251-2322

[http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0_1.html)

京都市印刷物 第213176号